令和８年度　第２回社会福祉法人竜王町社会福祉協議会養育支援金実施要領

１．趣旨

社会福祉法人竜王町社会福祉協議会養育支援金（以下「支援金」という。）は、多子世帯を応援したいという篤志家の寄附金および社会福祉法人竜王町社会福祉協議会善意銀行（以下「善意銀行」という。）に寄せられた寄附金により多子を養育している世帯を支援するため実施する。

２．対象世帯

対象世帯は、基準日（令和８年（2026 年）４月１日）時点で、次のいずれにも該当する世帯とする。

ただし、令和８年度に本支援金を受けた世帯は対象外とする。

①同じ世帯で、中学生以下の子（以下「対象となる子」という。）を４人以上養育していること

②対象となる子全員が、竜王町に住所を有すること

３．申請方法

社会福祉法人竜王町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に次の書類を提出する。

①養育支援金申請書

②住民票謄本（本籍事項は不要）

４．申請受付期間

令和８年（2026 年）11 月２日（月）～11 月 27 日（金）

５．決定

善意銀行規程第８条に規定する運営委員会において決定する。

６．支援内容

前項に定める運営委員会において決定する。

７．請求および受領

支援が決定した世帯は、竜王町社会福祉協議会に請求書を提出する。

対象世帯から請求を受け、支援を実施する。

８．その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

９．付則

この要領の実施期間は令和８年（2026 年）11 月１日から支援金実施が完了するまでとする。